

事務所だより

第55号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

労災保険の給付いろいろ

- 第7回 -

Ⅱ 遺族(補償)給付とは ②

今月は、先月に引き続き労働者災害補償保険法(以下、労災保険法と記載します)に基づく保険給付のうち、遺族(補償)給付について紹介します。

遺族(補償)給付の種類

業務または通勤によるケガや病気により死亡した場合、その遺族は「遺族補償給付」(業務災害)または遺族給付(通勤災害)を受給することが出来ます。

遺族補償給付または遺族給付(まとめて「遺族(補償)給付」と記しています)は、年金と一時金とに分類されます(図一参照)。

遺族(補償)給付は原則として年金支給ですが、遺族が死亡労働者に扶養されていた場合等、年金を受ける資格が無いときには一時金支給となります。

年金は、遺族数に応じて受給額が定められていて、受給権者が二人以上のときは受給額を等分して受け取るようになります。

遺族(補償)年金の前払い

遺族(補償)年金を受給することとなった遺族は、一回に限り年金を前払いで受給することが出来ます。これを「遺族(補償)前払一時金」といいます。

この前払いは、若年停止

(受給権者となる五十五歳以上六〇歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹が、六〇歳になるまで年金の支給が停止されることをいいます)により年金の支給が停止されている場合でも、前払いで受給することが出来ます。

前払一時金の額は、給付基礎日額の二〇〇日分、四〇〇日分、六〇〇日分、八〇〇日分、千日分から、希望額を選択することが出来ます。

ただし、前払一時金が支給されると、遺族(補償)年金は各月分(一年たつてからの分は年五%の単利で割り引いた額)の合計額が、前払一時金の額に達するまでの間支給停止されます。

請求には時効があります

労災保険の保険給付を受ける権利は、一定の期間行使しないでいると時効により消滅します。

今回の遺族(補償)給付の時効は、労働者が死亡した日の翌日から五年、遺族(補償)年金前払一時金の支給決定請求権は2年となっています。

年金を受ける資格のある遺族がいるとき

保険給付	特別支給金	
遺族(補償)年金	遺族特別支給金	遺族特別年金
遺族数に応じ、給付基礎日額の日数分の年金を支給 1人 153日分(※) 2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分	一律300万円(一時金)	遺族数に応じ、算定基礎日額の日数分の年金を支給 1人 153日分(※) 2人 201日分 3人 223日分 4人以上 245日分

(1) 遺族(補償)年金を受ける遺族がいらないとき

(2) 遺族年金を受けているものが失権し、かつ、当該年金を受けるものがない場合で、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき

保険給付	特別支給金	
遺族(補償)一時金	遺族特別支給金	遺族特別一時金
(1) 給付基礎日額の1000日分の一時金を支給 (2) 給付基礎日額の1000日分から、すでに支給した年金額を差し引いた額	一律300万円(一時金)	(1) 算定基礎日額の1000日分の一時金を支給 (2) 算定基礎日額の1000日分から、すでに支給した年金額を差し引いた額

(※) 遺族が55歳以上の妻または一定の障害の状態にある妻のときは175日分

(図一)

年金は物価と連動する

まずは約1%の減額から

十二月十三日に振り込まれる年金から、過去の年金据え置き分の解消が始まります。十二月上旬に年金受給者へ振込通知書（ハガキ）が届く予定です。

ところで、なぜ今の時期に約1%の年金を減額するのでしょうか。

年金は物価と連動

年金は、「完全自動物価スライド制」（物価の動きに合わせて年金を調整する仕組み）を導入しています。文字通り、物価が上がれば年金を上げて、物価が下れば年金も下がる仕組みです。

ただし、物価の変動といってもリアルタイムに物価と年金とが連動しているわけではなく、現在は「物価が上がっているのに、年金は下がったまま」の状態です。

物価高騰時に

なぜ下がる？

今から十余年前の平成十

Q 当社には、来年1月10日で65歳を迎える従業員がいます。当該従業員が65歳になると介護保険料の会社負担が無くなる、と聞きました。なぜでしょうか。

介護保険料の事業主負担

A 介護保険制度では、自営業者・勤め人にかかわらず、65歳以上の方を「第1号被保険者」、40歳以上65歳未満の方を「第2号被保険者」としています。

介護保険料の納付方法は被保険者ごとに異なっていて、第2号被保険者は、各自の加入する医療保険制度で介護保険料を納付することになっています。

また、第1号被保険者は、受給する年金からの天引きか住所地市町村へ直接納付によって介護保険料を納付することになっています。

お尋ねの従業員が65歳になると、介護保険制度上の「第1号被保険者」になり、たとえ勤務先で社会保険に加入していても、給与からの介護保険料の徴収が終了し、年金からの天引き納付または直接納付の方法に変わります。

そのため、介護保険料の事業主負担が無くなります。

なお、法律上では「65歳の誕生日の前日」が「65歳」となりますので、実務上は「65歳の誕生日の前日」が属する月」から介護保険料の事業主負担が無くなります。

お尋ねの従業員のケースでは、今年12月分介護保険料まで事業主が負担します。

二年から十四年の三年間に「物価スライド特例措置」を設けました。

当時の物価は下落していたので、原則通りの「完全自動物価スライド制」で年金を減額するべきところ、減額しないまま支給したのです。

その後も二度減額幅を抑えたことで、現在の年金の

支給水準が本来より「二・五%」高くなりました。

今回「二・五%」を解消する法律が施行され、次の三回に分けて減額が行われる予定です。

一回目：平成二十五年十月分から1%、二回目：平成二十六年四月分から1%、三回目：平成二十七年四月分から0・5%



十二月の労務手続
「提出先・納付先」

一〇日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

「労働基準監督署」

（翌年一月六日）

○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」

編集後記

開業後、五回目の年末を迎えます。今年はこの程度の目標を達成しているのでしょうか。一年が過ぎるの

が年々早く感じられます。来年四月から社会保障制度が「自助努力」「負担可能な者の応分負担」等の名目で次々と変化していきま

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203

TEL・FAX 075-571-8611

e-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」
本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで
○給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出「給与の支払者」